



古代ロマン薫る世界遺産の縄文遺跡を巡る 田んぼアートと一度は行きたい 絶景・雲昌寺に感動する北秋田3日間

コースNO **KW2E0-●**
① 2名1室
② 1名1室

■羽田発 出発日2024年6月26日(水)
7月5日(金) 7月12日(金)

旅行代金(おとなおひとり様)

J-Basket	会員	会員以外
2名1室	155,000円	158,000円
1名1室	185,000円	188,000円

- ◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です(J-Basket会員の方は、おひとり様でもご参加可能です)
- ◆小学生、中学生、高校生は会員代金となります。幼児(未就学児)は参加できません。
- ◆夕食2回、昼食3回(内2回はお弁当)、朝食2回
- ◆募集人員20名◆最少催行人員12名(受付人員おとな1名様より)
- ◆添乗員は初日羽田空港から最終日羽田空港まで同行します。
- ◆旅行代金には、飛行機代、列車代、貸切バス、宿泊、行程中に含まれる観光、食事代、現地ガイド添乗員費用、及び、諸税・サービス料が含まれます。
- ◆利用バス会社:羽後交通、秋北バス、能代観光のいずれか。

行程 ●入場 ●下車 →バス ⇒航空機 ==列車 ・・徒歩

1 日 目	羽田空港(7:30~8:30発)⇒⇒秋田空港→⇒◎角館(武家屋敷見学)→⇒角館駅== (日本の原風景や田んぼアートなど、貸切車両から観賞。お弁当) == 阿仁合駅→⇒●雲昌寺(日本の絶景にも選ばれたあじさい寺)→⇒男鹿温泉 男鹿ホテル宿泊
2 日 目	朝:宿→⇒●旧料亭金勇(木都能代を象徴する天然秋田杉のよさを生かした貴重な建物見学)→⇒能代駅== (日本海や白神山地を車窓より見学。お弁当) == 十二湖駅→⇒◎十二湖の森(鶏頭地の池・青池を約60分散策)→⇒湯瀬温泉 湯瀬ホテル宿泊
3 日 目	朝:宿→⇒◎大湯環状列石サークル(世界文化遺産に登録された2つの環状列石を主体とする縄文時代後期の遺跡を専門ガイドがご案内)→⇒◎小坂七滝ワイナリー(小坂町産の山ぶどう系品種を使用したワイン)→⇒ワイナリーレストラン青銅館(フレンチの昼食)→⇒◎秋田犬の里(秋田犬のルーツ、特徴などを展示)→⇒◎伊勢堂岱遺跡(世界文化遺産に登録された縄文時代後期前葉の遺跡専門ガイドがご案内)→⇒大館能代空港⇒⇒羽田空港(19:30~20:30着)

お申し込みの方へのご案内(お申し込みいただく前に、この頁とお申込みのご案内とご注意を必ずお読みください。)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTBガイアレック(東京都品川区東品川2-3-11観光局長登録旅行業第712号、以下「当社」といって)企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といって)を締結することになります。また、旅行条件書、下記に定める別添お申し込み旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする旅程表および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。なお、当パンフレットに記載された旅行条件と別添お申し込み旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、当パンフレット記載の旅行条件が適用されます。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、上記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金のお支払いの際差引させていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込金の振込みの支払を完了する必要があります。
- (3) お客様が旅行予約申込みで予約金としてお支払いいただいた場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立いたします。
- (4) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)にお申込金を当社が受領したときと、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金の支払い後、当社の旅行契約承諾する旨の通知がお客様に到達したときと成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約が成立するときは、右記「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件(1)の定めにより契約が成立いたします。
- (5) 申込金(お申込み)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6万円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日以内のある日より前(お申し込みが実際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金、取消料、追加料金をお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様がお申し込みの日、お客様の承諾いただいた日です。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。
(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した日と見做します。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消料のみ、取消料の対象となります。
※オプションプラン及び航空等増徴金についても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。
※各コースに適用取消料の明細がある場合は、その取消料を適用いたします。
※契約解除を利用する際には、上記の取消料に加え、コースページに記載する取消料に追加します。
※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消料のみ、取消料の対象となります。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃(料金を注釈のない航空・フェリー・バス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び諸費用等を含みます。お客様の都合により一部利用を断念した場合は、原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

●「当社」の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害が生じた場合は、お客様の都合により一部利用を断念した場合は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り責任を負います。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して1日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の上限にかかわらず当社が「賠償額」をお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約初期補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に意識かつ突然全外来の事故に遭い、その身体、生命または手荷物の一部または一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払う保険契約がある場合は、当社が支払うべき損害補償金を減額することがあります。
・死亡補償金:500万円・入院見舞金:20万円・通院見舞金:1~5万円
・旅行損害補償金:お客様1名につき15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹事員、現地ガイド、当旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

- 当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といって)が会社の署名なしで旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といって)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また、取扱できないカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- (1) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
 - (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債権を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額を解除依頼日の翌日から起算して10日以内でカード利用日として扱います。)
 - (3) 信号等の理由により会員のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、申込金の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、送迎費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の取扱いが複雑な場合があります。これを回避するため、お客様ご自身で充分な国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込みの確定頁にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなるまで第一通知ください。)

【受託販売】 お申し込み・お問い合わせは下記の販売店をご利用下さい。

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等の提供するサービスの手配及びサービスのサービスの受領のための手配に必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただきます。ご了承ください。

●その他

お客様が旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従って頂きます。またこれに要する費用はお客様のご負担となります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年1月1日を基準としています。また、旅行代金は2023年12月31日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

旅行企画・実施 JTBガイアレック

観光局長登録旅行業第712号 日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川2-3-11 〒140-8602



旅行業公正取引協議会 協議会 正会員

確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特にご連絡の無い場合は本パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に際しご不明な点があれは、ご連絡ください。上記の取扱管理者にお尋ねください。

※当パンフレットのイメージPHOTOは実際の旅行地と異なる場合がございます。※当パンフレットの一部分及び全部の複製使用を禁じます。

㊦A種